

国際障害者交流センター経営委員会設置要綱

（目的）

第1条 国際障害者交流センター（以下「センター」という。）において実施する、施設及び設備の維持管理・施設運營業務、施設の理念に基づいた事業及び利用者負担事業の運営に関する基本方針、予算計画、職務の執行などを監督するとともに、委託団体であるビッグ・アイ共働機構に対し、安定的かつ継続的な運営ができるよう指導することを目的として、センターに経営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 委員会は、委員6名以内で組織する。

- 2 委員は、弁護士、公認会計士及び学識経験者等のうちから、センター館長（以下「館長」という。）が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充の委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長等）

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置くものとする。

- 2 委員長は、委員の互選により選出するものとし、副委員長は委員長が指名するものとする。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集しこれを主宰する。委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

- 2 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決するところによるものとする。

（意見聴取）

第5条 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、委員会が審議する事項に関して、意見を求めることができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、センター管理部門において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、館長が別に定める。

附則 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。